

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成31年
1月18日
(金曜日)

目次

- 告示
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（農林水産政策課）……………一
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正（砂防課）……………一
洪水浸水想定区域の指定（河川課）……………二
- 公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（二件）（商政課）……………四
契約の締結（水産振興課）……………五
- 教委公告
契約の締結……………五
- 選管告示
不在者投票のできる病院の指定……………六
不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正……………六



山口県告示第二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成三十一年一月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
須佐区域		法第百四条第二号に掲げる漁業	
宇田郷区域		〃	
奈古区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業	
大島区域		〃	
〃		まさ網を使用して営む漁業及び大型定置網漁業	
浮島区域		船びき網漁業及び主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業	

山口県告示第三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和四十九年山口県告示第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

高須地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 名	番 号	標 柱 番 号
柳井市	伊保庄岡	田	四九二四の四	四九二四の四	一号
〃	〃	〃	四九二四の四	四九二四の四	二号
〃	〃	〃	四九二二	四九二二	三号
〃	〃	〃	一二四七一の一	一二四七一の一	四号
〃	〃	〃	一二四七一の一	一二四七一の一	五号
〃	〃	〃	四九三三の一	四九三三の一	六号
〃	〃	〃	四九三三の一	四九三三の一	七号
〃	〃	〃	四九五八	四九五八	八号
〃	〃	〃	四九三三の二	四九三三の二	九号

山口県告示第四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定した。

平成三十一年一月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 河川の名称

錦川水系錦川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により

当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名

錦川水系門前川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により

当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名

錦川水系生見川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により

当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名

錦川水系本郷川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により

当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名

錦川水系宇佐川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により

当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名

錦川水系洪川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により

当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名

平田川水系平田川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により

当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称
島田川水系島田川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに岩国土木建築事務所及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名
島田川水系東川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名
南若川水系南若川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名
樫野川水系樫野川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名
樫野川水系吉敷川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名
樫野川水系前田川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名
樫野川水系一の坂川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名
樫野川水系仁保川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称
阿武川水系阿武川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに防府土木建築事務所及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

阿武川水系橋本川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

阿武川水系玉江川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

阿武川水系明木川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

阿武川水系蔵目喜川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに防府土木建築事務所及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名

阿武川水系生雲川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)



(二三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年八月三十一日山口県公告(一九三三)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年一月十八日から同年二月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年一月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン周南

所在地 周南市古市一丁目四四七三の四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年九月四日山口県公告(一九四)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年一月十八日から同年二月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年一月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コジマNEW山口宇部空港店

所在地 宇部市東見初町五二五の二二六

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク琴芝店

所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成三十一年一月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県水産研究センター 長門市仙崎二八六一番地の三

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

漁業調査船かいせいの中間検査業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札
落札者を決定した日

平成三十年十一月十六日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

サンセイ株式会社 大阪市淀川区西宮原二丁目六番二号

六 落札金額

二千四百八十四万円

七 入札公告日

平成三十年十月五日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県水産研究センター所長 河野 光久

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成三十一年一月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

教育庁教職員課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

県立学校校務支援システム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十年十月二十六日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社ソルコム 広島市中区南千田東町二番三二号

六 落札金額

一億四千六百七十六万五千五百二十円

七 入札公告日

平成三十年九月七日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

総合評価



山口県選挙管理委員会告示第二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる病院を次のとおり指定した。

平成三十一年一月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
あずま病院		下関市吉見新町一丁目六番一七号			平	成	三	一	八

山口県選挙管理委員会告示第三号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成二十八年山口県選挙管理委員会告示第七十二号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

平成三十一年一月十八日印刷

発行人所

山口県知事庁